

稻城市公告第21号

工事の請負契約に係る一般競争入札を別紙のとおり実施するため、稻城市契約事務規則（平成20年稻城市規則第16号）第8条の規定により、公告する。

令和7年4月11日

稻城市長 高橋勝浩

別紙

| | |
|-------------|---|
| 1 工事件名 | 稻城市立稻城第三小学校校舎建替及び（仮称）稻城市第三小学校学童クラブ建設工事（建築） |
| 2 工事場所 | 稻城市大丸100番地 |
| 3 業種 | 建築工事 |
| 4 履行期間 | 契約確定の日の翌日から令和10年3月3日まで |
| 5 工事概要 | <p>稻城市立稻城第三小学校校舎の建替工事及び（仮称）稻城市第三小学校学童クラブの建設工事を行う。</p> <p>(1) 敷地面積 10,635.49m² (2) 建築面積 2,933.25m² (3) 延べ面積 8,257.71m² (4) 構造 鉄筋コンクリート造 (5) 規模 地上4階建て (6) 工事内容 校舎建替工事、学童クラブ建設工事、プール改修工事、外構工事、既存校舎解体工事、校庭整備工事</p> |
| 6 競争方法 | 総合評価一般競争入札（特別簡易型） |
| 7 予定価格 | 3,227,928,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む。） |
| 8 最低制限価格 | 総合評価を行うことから、設定しない。 |
| 9 支払条件 | |
| 前金払 | 規則第56条及び稻城市工事の前金払の事務に関する取扱要綱（平成29年11月30日市長決裁）の規定に基づき、1億円を限度として前金払を行う。この受取りを辞退することはできない。 |
| 中間前金払 | 行わない。 |
| 部分払 | 規則第58条及び第59条の規定に基づき、令和7年度に1回、令和8年度に2回、令和9年度に1回を限度として部分払を行う。ただし、令和7年度は341,000,000円を限度額とする。 |
| 10 入札参加資格要件 | <p>(1) 東京電子自治体共同運営電子調達サービス（以下「共同運営電子調達サービス」という。）の資格審査サービスにより、稻城市工事等競争入札参加資格者名簿に単体業者として登録されていること。</p> <p>(2) 東京都の区域内に本店、支店又は営業所（建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項本文の営業所をいう。）を有すること。</p> <p>(3) 公告日現在、有効な経審（建設業法第27条の23第2項に規定する経営事項審査をいう。以下同じ。）における建築一式工事の総合評定値（P点）が1,500点以上であること。ただし、稻城市的区域内に本店を有する業者については、当該総合評定値（P点）が900点以上であること。</p> <p>(4) 入札手続参加申込日以前に3か月以上の直接的な雇用関係を有する主任技術者（建設業法（昭和24年法律第100号）第26条第1項に規定する者をいう。以下同じ。）又は監理技術者（同条第2項に規定する者をいう。以下同じ。）を配置できること。</p> <p>(5) 官公署、公社、会社等の法人の発注する建築一式工事であって契約金額が16億2千万円以上（稻城市的区域内に本店</p> |

| | |
|----------------|---|
| | <p>を有する業者については、3億円以上)の工事のうち、平成30年4月11日から令和7年4月10日までに完了した工事の実績を有すること。</p> <p>(6) 公告日以降開札日までの間で、稲城市指名業者停止措置要綱（平成24年1月27日市長決裁）に基づく指名停止措置又は稲城市契約における暴力団等排除措置要綱（平成22年9月10日市長決裁）に基づく排除措置を受けていないこと。</p> <p>(7) 公告日以降開札日までの間で、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第49条に規定する排除措置命令又は同法第62条第1項に規定する納付命令を受けていないこと。</p> <p>(8) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号及び同条第2項各号の規定に該当しないこと。</p> <p>(9) 経営不振の状態（会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項の規定に基づき更生手続開始の申立てをしたとき、民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項の規定に基づき再生手続開始の申立てをしたとき又は手形若しくは小切手の不渡りが発生したとき若しくは手形交換所による取引停止処分がなされたときをいう。）ないこと。ただし、市長が経営不振の状態を脱したと認める場合は除く。</p> <p>(10) 稲城市が発注し、令和6年度に工期満了となった工事の成績評定において、「やや不良」又は「不良」の評定を受けていること。</p> |
| 11 入札方法 | <p>共同運営電子調達サービスによる電子入札</p> <p>※ 以下の手続については、特に指定がある場合を除き、共同運営電子調達サービスを利用して行うものとする。共同運営電子調達サービスの利用に当たっては、利用規約を遵守すること。</p> |
| 12 入札参加申請 | <p>提出書類</p> <p>今回の入札に参加しようとする共同企業体の代表者は、次に掲げる書類を申請期限までに市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 一般競争入札参加資格確認申請書</p> <p>(2) 評価項目算定申告書（別記様式第1号）及び評価項目算定資料</p> <p>(3) 監理技術者を配置する場合においては、当該技術者の監理技術者資格者証の写し及び監理技術者講習修了証の写し</p> <p>(4) 主任技術者を配置する場合においては、当該技術者の健康保険被保険者証の写し、住民税特別徴収税額通知書の写し、被保険者標準報酬決定通知書の写し、所属会社の雇用証明書又は雇用先が記載された資格証などの写し</p> <p>(5) 10(5)に係る工事の実績を証する書面（契約書その他の書面であって、工事件名、発注者、請負金額等が明記されたものとする。）の写し。ただし、当該工事が稲城市的発注に係るものである場合は、提出を要しない。</p> <p>提出方法</p> <p>(1)については、共同運営電子調達サービスにより、提出するものとする。</p> <p>(2)から(5)までの書類については、共同運営電子調達サービスにより(1)に添付して送信する方法又は持参若しくは郵送による方法で提出するものとする。</p> <p>申請期間</p> <p>令和7年4月11日午後1時から令和7年4月28日午後1時まで</p> |
| 13 入札参加資格の審査結果 | 令和7年4月30日午後5時までに、共同運営電子調達サービス上で、一般競争入札参加資格確認結果通知書により通知する。 |
| 14 設計図書等の配付 | 今回の入札の参加資格審査に合格した者を対象に、次のとおり設計図書等を配付する。 |
| 配付期間 | 13に定める通知を行った時点から入札書提出期限まで |

| | |
|--------------|--|
| 配付方法 | 共同運営電子調達サービス上に、PDF形式等により掲載する。「発注図書等受領」から取得すること。 |
| 15 質疑応答 | 本工事に関する質疑及び応答については、全てファクシミリにより行う。質疑締切日時、回答日時等は別途通知する。 |
| 16 工事費積算内訳書 | 入札書に添付して提出すること。 |
| 17 入札書提出期限 | 令和7年6月10日午前9時30分 |
| 18 入札に係る注意事項 | (1) 入札書記載金額 入札書には、契約を希望する額から消費税及び地方消費税相当額を除いた金額（税抜き額）を記載すること。 (2) 市長は、共同運営電子調達サービスの障害その他の入札参加者の責めに帰さざる事由により、電子入札の継続が困難と認めたときは、他の方法による入札に切り替えることができる。この場合において、入札参加者の執るべき手続については別途通知する。 |
| 19 入札の無効 | 次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。 (1) 今回の入札に参加する資格のない者が行った入札 (2) 共同運営電子調達サービス以外の方法による入札。ただし、18(2)に定める通知がなされた場合はこの限りでない。 (3) 工事費積算内訳書の提出がない入札 (4) 前3号に掲げるもののほか、市の規則、要綱、心得等の規定に違反した者が行った入札 |
| 20 開札 | |
| 日時 | 令和7年6月10日午前10時00分 |
| 場所 | 電子入札サービス |
| 21 入札回数 | 1回 |
| 22 入札保証金 | 免除 |
| 23 最低入札者数 | 1者 |
| 24 落札者の決定 | (1) 評価方法 入札参加資格を満たす者について次の式により総合評価点を算定し、これに基づき落札者を決定する。 総合評価点=価格評価点+価格以外の評価点 注1 価格評価点は、次の式により算定する。ただし、当該算定した値に小数点以下2位未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。価格評価基準額は、稲城市契約事務規則第32条に定める最低制限価格に準ずるものとする。 ア 入札価格が価格評価基準額以上の場合 価格評価点=100×(1-入札価格/予定価格) イ 入札価格が価格評価基準額未満の場合 価格評価点=価格評価基準額の価格点-(100×(1-入札価格/予定価格)-価格評価基準額の価格点) -0.5 注2 価格以外の評価点は、最高点を25点とし、附属資料「価格以外の評価項目及び評価点の詳細説明」に定めるところにより算定する。 |

| | |
|----------|--|
| | <p>(2) 落札者の決定方法 予定価格以下で有効な入札を行った者のうち、総合評価点の最も高い者を落札者とする。ただし、総合評価点が最も高い者が2者以上あるときは、くじ引きにより落札者を決定する。</p> <p>(3) 前2号に掲げるもののほか、落札者の決定については別に定める「稻城市総合評価落札方式 落札者決定基準」のとおりとする。</p> |
| 25 契約の締結 | 今回の入札に係る工事請負契約は、稻城市議会の議決を要する事件であるので、落札者決定後直ちに仮契約を締結し、本契約は議決後に締結するものとする。 |
| 仮契約予定期日 | 令和7年6月11日 |
| 契約保証金 | 契約を締結する者は、契約保証金として、契約金額の100分の10以上に相当する金員を納付するものとする。ただし、規則第53条第2項第1号の規定に基づき、稻城市を被保険者とする履行保証保険契約を締結した場合は、その保険証券を提出することで、契約保証金の納付を免除する。また、契約保証金の納付は、規則第54条各号に掲げる担保の提供をもってこれに代えることができる。 |
| 26 その他 | <p>(1) 稲城市指定の工事請負契約書を使用し、提出すること。</p> <p>(2) 今回の入札参加資格の審査の結果、資格要件を満たしていないと認められた者からその理由を求められた場合、契約担当者はその理由を説明するものとする。</p> <p>(3) 市長は、今回の入札に係る契約締結後、当該契約に関して談合その他の不正行為が判明した場合、違約金として契約金額の10分の3に相当する額を請求することができる旨を、契約書に明記することができる。</p> |